

7-3 STCW 条約

7-3-1 IMO 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) について

2022 年 2 月に開催された第 8 回 HTW(Sub-committee for Human Element, Training and Watchkeeping)に参画した。船員の証明書等に電子的な様式が用いられる場合の取り扱い等を定める STCW(The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers,1978)条約改正案に合意し、電子化の促進に向けて前進した。主な審議結果は以下の通り。

- (1) 船員の証明書等に電子的な様式が用いられる場合、証明確認の際に最低限必要な個人情報等をすぐに参照できることを条件に「証明書の原本」として認められること、紙の場合に必要とされる公印、署名等を不要とすること等を定める STCW 条約・コードの改正案が合意された。
- (2) STCW-F(STCW Convention for Fishing Vessel Personnel, 1995) 条約の包括的な見直しが進められ、時間の制約から目標としていた条約改正案の最終化は行われなかったが、①機関士の資格証明区分および要件を STCW 条約相当にする、②STCW 条約に基づく基本訓練の技能証明を受有している場合に同様の能力に関する再審査を不要とする等を実現する規則案に合意した。日本をコーディネーターとしてコレスポンドンス・グループ(CG)を設置し、引き続き残る課題の検討を進めることになった。
- (3) 船員の資格証明の要件として求められる乗船訓練の質を確保するための対策を検討するため、日本が提案した検討の進め方に従い、CG(コーディネーター:ロシア)を設置して作業計画および関連する非強制規定の作成を検討することになった。
- (4) バラスト水管理への改正案については第9回 HTW へ持ち越され、IGF コード(International Code of Safety for Ships using Gases or other Low-flashpoint Fuels)への対応についても継続審議となった。